

同一労働同一賃金に向けた取組事例

取組を紹介する待遇							
基本給	賞与	手当	退職金	福利厚生	休暇 休職制度	教育訓練	その他
		○			○		

基本情報	
企業名	株式会社タカショー 
業種	ガーデン・エクステリア商品の企画販売業
所在地	和歌山県海南市南赤坂20-1
従業員数	466人（2020年7月20日現在）
事業概要	<p>タカショーは、日本を代表するガーデニング用品メーカーとして、また、ガーデン&エクステリアのメーカーとして、国内外の取引先に様々な商品を販売しています。</p> <p>「Heart & Art」をテーマに新たなガーデニングスタイルを提案するなど、次世代の住環境を見据えた新しい庭文化の創造に取り組んでいます。</p>

取組に向けた検討プロセス

総務部職員が、社会保険労務士が解説を行う、同一労働同一賃金に関するセミナーに二度参加。その後も社会保険労務士とやりとりを重ね、セミナーの資料や同一労働同一賃金のガイドラインを参考に、正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、待遇差に不合理な点がないか、就業規則・給与規程を確認。

待遇差の是正について、社内検討を重ねた上で、以下の待遇について改善を行うこととなったため、該当部分の就業規則・給与規程の改定を行うとともに、令和2年3月21日より運用を開始した。

改善事項については、四半期に一度発行している、タカショー社内報（2020年4月号）及び社内メールにて、従業員に周知を行った。

取組のポイント

待遇	パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する支給状況	
	取組前	取組後
通勤手当	社員、嘱託社員、フレンド社員に対して通勤手当を支給していたが、アルバイトに対しては支給していなかった。	アルバイトに対しても、同じ基準で通勤手当の支給を開始した。（2020年4月～）
家族手当	社員に対してのみ家族手当を支給していたが、嘱託社員、フレンド社員、アルバイトに対しては支給していなかった。	嘱託社員、フレンド社員、アルバイトに対しても同じ基準で家族手当の支給を開始した。（2020年4月～）
地域手当	社員に対してのみ地域手当を支給していた。	嘱託社員に対しても同じ基準で地域手当の支給を開始した（2020年4月～） フレンド社員・アルバイトについては各地域の生活水準を考慮して基本給を設定しているため、地域手当の対象外とされている。
慶弔休暇	社員、嘱託社員に対して慶弔休暇を付与していたが、フレンド社員、アルバイトに対しては付与していなかった。	フレンド社員、アルバイトに対しても同じ基準で慶弔休暇の付与を開始した（2020年4月～）